

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

グリーンパートナーシップ活動「山・街と和 <sup>わ</sup> エックス」

温かくゆっくりとした暮らしと地域の魅力的発展

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

山形県西村山郡朝日町

## 3 地域再生計画の区域

山形県西村山郡朝日町の全域

## 4 地域再生計画の目標

### (1)朝日町の現状

朝日町は、山形県の中央部に位置し、町の中央部を日本3大急流に数えられる「最上川」が貫流し、両岸に河岸段丘を形成しており平野部は少ない。面積は196.73 km<sup>2</sup>で、南西部には磐梯朝日国立公園の主峰朝日岳(標高1,870m)、南東部には白鷹山地、出羽丘陵がある自然資源の豊富な町である。

気候は、内陸性のため夏は蒸し暑く、冬は寒く寒暖の差が大きい。積雪は80cmから1mに達する自然条件の厳しい面があるが、肥沃な土地が農産物の生産に適しており、果樹栽培が盛んで特にりんごは町の代表産物である。

しかし、人口は平成7年に1万人を割り込み、平成17年の国勢調査では、8,593人と逡減傾向に歯止めがかからず、併せて少子高齢化が進行して高齢化率は33.5%に達している。また、昨今の経済不況の影響が次第に押し寄せており、町内企業の閉鎖や雇用調整が行なわれており、地域経済、雇用情勢は厳しいものがある。

### (2)地域再生の意義

中山間地域の持つ自然特性や農産物をベースとした「場のブランド」による新たな産業戦略により持続可能な地域社会を創造するため、グリーンパートナーシップ活動(農山村と都市の相互補完経済交流)を推進する。

商品価格の安さが消費者への一番の訴求力という考えの下に行なわれてきた、これまでの不特定多数の消費者に生産物やサービスを提供する市場原理主義的な供給体系では、再生産できる売価を得ることが困難になっている。このことは、ひいては地域経済の低迷や生産者の減少と廃業に繋がっていることから、今後は「持続可能な地域社会」となることを目指し、農山村と都市生活者の相互理解により、双方の利

益となるパートナーシップ経済を構築する。

隣県の仙台市は人口100万人を擁する政令指定都市であり、朝日町とは車で2時間と近く、多くの仙台市民が産直施設や温泉などを求めて訪れている。数年前からは仙台市内の商店会、町内会、生活協同組合、セレクトショップ、大学等と朝日町内の集落や農業生産組織がリーディングプロジェクト(焼畑・りんごの花見会)や定期的な交流(町内会行事への出店、共同作業への参加)を進めており、「近い関係づくり」に努めパートナーを構成している。

さらに、平成17年から19年まで実施した地域提案型雇用創造推進事業(パッケージ事業)により起業した事業所の町内産原料による手づくり商品が、仙台の消費者に認められ、仙台市内の店舗に流通を始めていることに加え、仙台市内に朝日町の産直施設を開設することが要望されている。

この交流過程で明らかになった仙台市民の抱える食の安全に対する懸念、高齢社会に対応した食への対応・自然環境への配慮等の課題に対して「お互いに支えあう考え方に基づき、ものづくりの座や働く舞台を提携する」グリーンパートナーシップ活動を実践し、農山村の生産者が持つ課題と都市住民の課題を相互理解に立って解決する。

### (3) 地域再生への目標

今回の計画は、地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)を活用することにより、朝日町が持っている「自然環境・景観や豊かな農産物の生産地」という強みを活かし、仙台圏域の都市生活者との相互理解によって、農産物の提携生産販売と交流観光・物産販売を進めることにより、農山村が目指す集落産業の再生と都市生活者が欲する安全安心な食料供給、自然・風土を介した体験交流等を推進し、双方が利益を享受できるロジステクス(生産から消費までの効率的なモノの流れと保管・サービスと関連する情報計画と管理)を担う人材の育成と組織体制を構築する。

### (4) 目標数値

目 標	目標値	達成年度
パッケージ事業による新たな雇用創出	105人	平成23年度
パッケージ事業による起業	14事業所	
グリーンパートナーシップ活動拠点施設設置	1棟	
農家レストラン開設	2箇所	
仙台市内サテライトショップ	2箇所	
仙台圏域との交流による経済効果額(年)	2億5千万円	

## 5 目標を達成するために行なう事業

### 5-1 全体の概要

目標を達成するために、環境に配慮した生態系農畜産物を活用した共同開発<sup>※</sup>による放牧豚の関連商品や林床・千枚田・焼畑の生産物であるきのこ、山菜、雑穀を商品化し、総合的な流通体系の確立とともに、農山村資源を活用しグリーンパートナー（農山村と都市の相互補完経済交流）や小中学生の体験観光を進め、集落産業として定着し地域経済の安定と雇用拡大を図る。

さらに、地元原材料、少量多品種、手づくり、数量限定等、朝日町の「場のブランド」を形成した、こだわりの「小さな企業」を派生させ商品提案や共同開発による提携生産販売や直売施設での販売を行なうことにより、パートナーシップ経済を確立する。

※生態系農畜産物を活用した共同開発：遊休農地や林地を活用して、自然飼育された放牧豚の枝肉・燻製品等を生協や消費者の考えを取り入れながら製品化する。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行なう事業

該当なし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 支援措置を受けて行なう取り組み

【番号】B0902

【名称】地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）

##### (1) 事業の実施主体

朝日町雇用創造協議会

（朝日町商工会、さがえ西村山農業協同組合、NPO法人朝日町エコミュージアム協会、朝日町果樹連絡会議、朝日町観光協会、朝日町金融懇談会、朝日町土地改良区、朝日町事業振興会、朝日町）

##### (2) 事業の具体的メニュー

###### ① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）

###### ◆ 生態系型農業の普及拡大による雇用拡大

農家の高齢化や後継者不足による農地荒廃や山林の荒廃により、生態系や環境が破壊されている。農山村の持つ自然や資源を活かした畜産（放牧豚）や自然林で生産される山菜、きのこ等を生産し、多様な流通や加工品を安定的に生産し雇用の拡大をはかる。

###### ◆ 製造流通販売業、観光・サービス業の起業推進による雇用拡大

町で生産される農産物や加工品は、従来市場出荷や仲買人による流

通が主なもので生産者が再生産できる売値での取引でないことが、近年多くなっており、離農の原因である。

一方、最上川やブナの森、棚田などの農山村の持つ原風景や温泉、農産物直売所などを求めて多くの都市生活者が訪れており、交流観光と物産を総合的に商品化することにより雇用の拡大をはかる。

◆企画と研究開発部門の強化

農山村の持つ資源を魅力ある商品にするとともに、各分野を包括した戦略とビジネスプランを構築する研究開発の人材の育成をはかる。

②人材育成メニュー(地域求職者等を対象)

◆生態系型農業の人材育成

町の農業は従来型の肥料、農薬を使った農法が一般的である。このような中、近年は食の安全や健康に対する関心の高さから農産物においては、減農薬、有機栽培が好まれるようになり、古来の焼畑や自然生態系を活用して生産された農林産物は、希少性からブランド的要素があり、高値で販売されている。

また、養豚業においては、舎飼いが一般的であるため糞尿による悪臭が近隣とのトラブルになり易い状況であったが、放牧することにより糞尿が土壌に吸収され、適度な運動量により肉質の良い豚肉が生産される。これら農畜産物を安定的に生産するための人材育成を行なう。

◆製造技術者の人材育成

生態系型農業による生産物を低添加物加工品や飲食物に加工する技術を習得し、交流観光や直売等に活かして行く。さらに農産物残渣を活用した循環型農業資材の製造技術者を育成する。

◆流通販売従事者の人材育成

町の産物を総合的に流通販売する組織を協同組合方式で設立・運営するため、人材の育成を行なう。

◆「山」と「農」の観光・サービス従事者の人材育成

農山村資源を活かした民宿、農家レストラン、直売施設等に係る人材の育成を行なう。

③就職促進メニュー

◆起業・新規事業参入の相談と情報提供

新たに起業をめざす人、新分野に事業を展開しようとする人に対して、提携生産や共同開発を望む生協やセレクトショップ(こだわり商品を販売)等の情報や町の支援策を紹介する。

◆UIターン者、地元求職者向けの相談と情報提供

UIターンを希望する町外者に対して、仕事や住居情報や定住支援策、子育て環境の情報を総合的に提供できる仕組みをつくる。

### **5-3-2 支援を受けずに主要施策分野におけるプログラムを活用した取り組み**

#### **(1)山村再生プラン交付金事業**

村の小さなビジネスと地域資源を活用した事業者に対して事業者の組織化と販路拡大を支援するとともに、山村資源の掘り起こし、都市生活者ニーズの調査を行なう。

### **5-3-3 支援措置によらない独自の取り組み**

#### **(1)新事業経営安定対策事業奨励金**

起業する者に対して、起業資金として100万円を融資する。事業継続3年を超える場合は償還を免除するほか、技術支援、販路開拓等の支援を行う。

#### **(2)産業立地促進奨励金**

産業立地の促進と雇用機会の拡大をはかるため、事業所の新設、拡張、設備投資に対して取得面積、投下金額に応じて奨励金を交付する。

## **6 計画期間**

認定を受けた日から平成24年3月末まで

## **7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

計画の目標達成状況については、当該事業に参加した求職者の就職件数や起業、創業件数や経済効果により判定する。この結果は、年度ごと当協議会のホームページ上で公開する予定である。

## **8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

該当なし